

平成30年死亡災害発生状況

長崎労働局
(確定)

番号	発 生 年 月	被 災 者 種 等 職 年 齢	発 生 状 況 の 概 要	業 起 事 故 の 種 物 型	所 轄 署
1	30.1	男	トンネル坑内において、鋼製支保工を切羽に運ぶために掘削用機械（ドラグ・ショベル）を後退させたところ、切羽の写真撮影のため待機していた被災者に接触し死亡したものの。	建設業 (土木工事業)	長 崎
		管理者		掘削用機械	
		33歳		はさまれ・巻き込まれ	
2	30.1	男	木造家屋建築工事において、高さ4.2mの位置にあるウッドデッキの床面に枠組足場を組立て、その上に脚立を乗せ、壁の防水シート貼り作業を行っていたところ約7mの位置から墜落し死亡したものの。	建設業 (建築工事業)	長 崎
		大工		はしご等	
		68歳		墜落・転落	
3	30.8	男	13時頃から被災者は同僚と二人で荷崩れを起こしたみかんの乾皮入りの袋の復旧作業を工場内で始め、休憩を取りつつ作業していたが、13時45分頃に被災者は同僚に「暑い」と申し現場を離れ、14時頃休憩を取るため休憩所を訪れた同僚が、意識を消失して床に倒れている被災者を発見、医療機関へ搬送したが熱中症で死亡したものの。	運輸交通業 (道路貨物運送業)	江 迎
		作業員		高温・低温環境	
		66歳		高温・低温の物との接触	
4	30.9	男	2階建て木造家屋の解体工事において、2階床部分の端で、解体した木材を1階部分に停めていたトラックの荷台に投げ下ろしていたところ、木材に付いていた釘が作業服に引っかかりバランスを崩して2.6m下のトラックの荷台に墜落し死亡したものの。	建設業 (その他の建築工事業)	長 崎
		左官		建築物、構築物等	
		70歳		墜落・転落	
5	30.9	男	採石場内において、階段採掘法で切られた地山の4段目ベンチ（小段）で掘削用機械（ドラグ・ショベル（機体重量48t））を運転していたところ、4段目ベンチが崩落し掘削用機械ごと8.2m下に転落し死亡したものの。	鉱業 (採石業)	長 崎
		管理者		地山、岩石	
		67歳		墜落・転落	
6	30.9	男	被災者は、建造中の船のタンク内で、甲板に通じるはしごを上っている途中、約1.8m下のタンクの床に墜落し死亡したものの。	製造業 (造船業)	長 崎
		塗装工		はしご等	
		31歳		墜落・転落	
7	30.9	男	工場屋根補修工事において、被災者ほか1名がスレート屋根の上で作業を行っていたところ、スレート屋根を踏み抜き約8mの位置から墜落し死亡したものの。	建設業 (その他の建築工事業)	長 崎
		板金工		屋根	
		45歳		墜落・転落	
8	30.10	男	被災者は、建造中のタンカー内において、船体のデッキの組立を行うためのつり足場を架設作業中、高さ17.7mの船底に墜落し死亡したものの。	製造業 (造船業)	佐 世 保
		足場工		足場	
		28歳		墜落・転落	
9	30.11	男	被災者は、ブラケット足場上で、換気扇の取替え作業に伴う換気口清掃作業を行っていたものであるが、作業中に高さ17.3m墜落し死亡したものの。	建設業 (その他の建築工事業)	長 崎
		電気工事工		足場	
		62歳		墜落・転落	

	合 計	管 轄 署 別						業 種 別					
		長 崎	佐 世 保	江 迎	島 原	諫 早	対 馬	製 造	建 設	運 輸 交 通	農 林 水 産	商 業	そ の 他
平成30年	9	7	1	1			2	5	1				1
平成29年	16	4	5	2	1	2	2	3	2	2	3		4